

[事案 2024-315] 入院給付金等支払請求

・令和7年10月16日 和解成立

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年6月に熊に襲われ、令和6年7月および8月に入院し脊髄刺激療法手術を受けたため、令和5年11月に契約した医療保険にもとづき入院給付金および手術給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1)令和3年6月に熊に襲われケガで入院をしていたことは、同年11月頃に自動車保険加入の件で保険会社の担当職員が自宅を訪問した際に話をしており、同職員に同行していた募集人も聞いている。また、本契約の募集の際、募集人は、自分が熊に襲われたことを聞いたことを覚えていると言っていた。
- (2)募集人から本契約の提案を受けた際、「入院や手術をしたら給付金が出るか」と聞いたら、募集人は「出ます」と答えたので、本契約を締結した後に入院や手術をすれば、熊による受傷を原因とするか否かにかかわらず、当然、給付金が支払われると考えていた。募集人は、熊に襲われたことによる入院・手術に関して、給付金が支払われないことを一言も説明しなかった。
- (3)保険会社は、申込みの際、募集人が規約について説明をしたと主張するが、そのような説明は受けていない。簡略化されたタブレットによる説明は聞いたが、熊に襲われたことは告知項目になかったので記載しなかった。その点について、募集人から、何か聞かれることもなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約にもとづく保障を行うのは、「責任開始期以後」に発生した傷害の治療を目的とする入院および手術である。本契約の責任開始期は令和5年10月で、本入院等は、令和3年の熊による被害を原因とするものであり、本契約の責任開始期前の傷害を原因とするものであるから、本契約の保障の対象にはならない。
- (2)募集人は、申立人に対し、重要事項説明書を交付して、責任開始期前に病気やケガが発生していた場合には、保険金が支払えない場合があることを説明した。また、申込時には、タブレットにおいて、責任開始期前にケガが発生した場合には保険金が支払われないことがあること、保険会社職員・代理店に話をしても告知したことにはならないことといった重要事項説明部分を表示している。申立人は、重要事項説明書を受領したことおよびその説明を受けたことについて、「はい」をクリックして確認をしている。募集人が、これらの記載・表示と矛盾するような説明をするとは思えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する

ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人が熊に襲われて大ケガを負ったことがあることを従前から承知していたことに加え、募集の際には、熊に襲われたことが再度話題に上がり、申立人が本受傷の治療のために病院に通っている旨を聴取していることが認められる。募集人は、仮に申立人からの質問がなくとも、「責任開始期前に発生した傷害の治療を目的とする入院・手術には保険給付が受けられない」という一般的な説明にとどまらず、将来、本受傷のために入院・手術をしたとしても給付金が支払われないことについて、具体的な説明をすることが望ましかったと言える。
- (2) 募集人は、その職責上、本契約の告知において、過去5年以内の受診・入院・手術等に対する告知が求められていることを、当然に承知していたと考えられる。募集人は、告知の際にも、申立人に対して本受傷にかかる通院の事実を告知するように促すことが望ましかったと考えられ、そのように告知を促していれば、それを契機として申立人が具体的な質問を行う等により、本件紛争を防げた可能性もあると思われる。